

☆ シャワー室の利用規定

利用者は、事前に所定の利用申請書を事務室に提出する。利用申請書の受付は、平日の10時から16時の間とする。なお、利用当日が土日祝祭日の場合、または利用時間が平日の10時から16時の間でない場合には、利用者は、利用前および利用後の直近の平日に、利用申請書を事務室に提出する。

利用者は、節水・節電に努め、シャワー室内を清潔に保つよう心がける。タオルや石鹸等、シャワー室の利用に必要なものは利用者自身で用意し、シャワー室に放置しないこと。シャワー室内で発生したごみ等は、利用者自身で持ち帰り、適正に処理および処分を行なう。